

生産者と都民との交流事業実施要領

制定 令和5年9月29日付5農振財地第393号

第1 趣旨

生産者と都民との交流事業実施要綱（仮）（令和5年10月1日付5農振財地第390号。以下「実施要綱」という。）に基づく、都民交流事業における生産者と都民との交流事業（以下「本事業」という。）については、実施要綱のほか本実施要領で定めるものとする。

第2 目的

本事業は、都内農林水産業への理解を深めるための活動（作業体験や出前授業など）や、生産者と都民がお互いに交流する活動に対して支援を行うことを目的とする。

第3 事業の内容等

本事業の実施主体、支援の内容、対象経費等については、別表に掲げるとおりとする。

第4 助成の対象者は、次のいずれかとする。

- 1 東京都内の生産者団体等（都内で農林水産業を営む者で構成する生産者団体）
- 2 財団登録の担い手団体（担い手団体活動支援事業実施要領第4に定める団体）
- 3 その他理事長が認めたもの

第5 実施計画

1 生産者と都民との交流事業

生産者と都民との交流事業を実施しようとする生産者団体等は、実施計画を策定し、助成金の交付申請時に、「生産者と都民との交流事業助成金交付要綱」別記様式第1号に、事業の内容等について記載した実施計画（別記様式第1号）を添付し、財団へ提出するものとする。

2 生産者団体等が実施計画の内容等について、次のいずれかに該当する変更を行う場合は、1の規定を準用するものとする。

- （1）事業内容を変更する場合
- （2）実施計画のうち、事業費または事業量の3割を超える変更をする場合

第6 助成

財団は、別に定めるところにより毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項については別に定める。

別表

実施主体	支援内容
1 東京都内の生産者団体等 2 財団登録の担い手団体 3 その他理事長が認めたもの	生産者団体等が実施する生産者と都民との交流事業（作業体験や出前授業など）に対して、その運営費の一部を助成する。 ※活動・開催場所は都内を対象

生産者と都民との交流事業実施計画書

実施年度

年度

申請者 (団体の場合は団体名)			
代表者 (役職名・氏名)	住所 〒 役職・氏名	電話	()
共同実施の場合は団体名 及びその代表者名			
連絡先 (事務局等)	住所 〒 事務局組織名 担当者氏名 E-mail	電話 FAX	() ()
目的及び期待される効果			
実施日 (実施期間)	年 月 日 ～ 年 月 日		
開催内容	開催名称：		
	開催場所名： 住所 〒		
	具体的内容：		
主な所要経費の見積 (詳細は別紙添付)	支出項目	金額	説明 (単価・数量・内訳等)
	支出合計		
参加予定人員数	名 (講師、事務局等を除く)		
	内訳：		
事業主体	生産者団体・財団担い手団体・その他		
添付資料	(1) 講習や行事等の具体的な内容がわかるもの (2) 募集する行事の場合は、参加募集のチラシ (又はチラシの案) (3) 開催当日の予定表 (4) 団体が申請する場合) 定款または組織規程、前年度総会資料、構成員名簿 (5) その他財団が必要とするもの ※財団担い手団体 (過去5年以内に申請の場合) は(4)省略可		